

埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発 業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県内大規模集客施設等におけるサーキュラーエコノミー普及啓発業務委託

2 業務の目的

原料に再生材を使用しているなどのサーキュラーエコノミー型製品（以下「C E 型製品」という。）は、一般的に価格が高く消費者に選択されづらいと言われている。

また、一般の方に、サーキュラーエコノミー（以下「C E」という。）が何かについても浸透していない。

そこで、C E に対する消費者の理解促進及び認知度を高め、消費者がC E 型製品等を選択していきやすい気運醸成を図るため、一定の購買力がある20代以上の年齢層及びファミリー層をターゲットとし、県内の大規模集客施設等において、ワークショップ等を開催する。

来場者が、ワークショップ等の企画を通じて、C E 型製品等をSNS等で拡散するなど、C E 型製品等に関する効果的な普及啓発を実施する。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月13日(金)まで

4 業務内容

(1) イベントの実施場所・実施内容の企画提案

ア 実施施設の確保

「2 業務目的」を達成することができる集客施設を選定し、イベントの実施について集客施設と交渉し、委託者と調整の上決定すること。

啓発の対象となるC E に関する内容は、県が指示するものとする。

また、確保する集客施設は、以下の条件で選定すること。

- ・ 県内2箇所

※ただし、実施場所は「さいたま市以外」とする。

また、実施可能性が高い集客施設を複数提案すること

- ・ 実施場所を含む施設全体で来場者500人/日以上
- ・ 実施日数は2日間/箇所以上とし、期間限定の特設展示等も可とする
- ・ 全実施場所合計で幅広い客層及び地域を網羅すること

イ 実施内容の企画提案

4(1)アで実施するイベントについて、「2 業務目的」を達成するものとし、集客施設、委託者と調整の上、実施内容について決定すること。

なお、企画内容については、事前に県及び啓発の対象となる事業者と協議し、了承を得ること。

(2) C E 分科会会員の集客施設への出展について

ア C E 分科会員への周知及び募集

4(1)で実施する啓発事項について、埼玉県SDGs官民連携プラットフォームサ

ーキュラーエコノミー推進分科会（以下「C E 分科会」という。）会員等への周知文案の作成及び出展希望の募集のとりまとめを行うこと。周知及び募集は県が電子メールを送信することとする。メールの文案等について、県に事前に了解を得ること。

また、応募が募集を上回ったときは、県と協議の上、参加会員を選考すること。

イ 集客施設との出展にかかる調整

4（2）アで希望のあった会員が出展するに当たり、集客施設との連絡調整を行うこと。調整状況については、進捗ごとに県へ報告すること。

（3）イベント会場の設営等

ア イベント実施に係る設営等の全体設計及びマネジメント

イベント実施に係る展示・装飾等の制作、設営、撤去等について全体設計を行い、イベントが設計どおりに実施できるよう進行管理等のマネジメントを行うこと。

イ 現場責任者の配置

イベント実施時は、現場責任者を配置し、設営・展示・装飾等について管理し、円滑なイベント運営を行うこと。

ウ 展示・装飾等の制作、設営、撤去について

設計に基づいて、資機材（パネル、看板、表示、装飾、机、金具等）の用意、搬入出、据付、調整等を行う。

ただし、パネル、看板、表示等の記載内容・大きさ・枚数及び机の台数等については契約後に県と協議の上、決定する。

エ 企業等によるブース出展について

「2 業務目的」を達成するため、企業等によるブースを4ブース程度出展する。

出展ブースのうち、2ブース以上はワークショップ型のブース出展とする。

ブース出展をする場所、広さ等については、契約後に県と協議の上、決定する。

オ 出展ブースへの回遊について

来場者が出展ブースを回遊する仕掛けを施すこと。

カ PR動画の上映

イベント実施場所でサーキュラーエコノミーに関する動画を上映できるよう機材を準備する。

※PR動画のデータについては、県が用意する（データ形式はm p 4 又はm o v）

キ 会場との打ち合わせ

イベントが設計どおりに実施できるよう、会場と打ち合わせを行うこと。

ク 広報

様々な媒体を活用し、効果的な広報を行うこと。

（4）来場者への意識調査

各会場で啓発実施時等に来場した消費者へ対し、C E に関するアンケートを作成し、意識調査を実施すること。

実施方法は、スタッフによるアンケート用紙配布や電子アンケート等のうち、実施場所の特性により効率的に回収できる方法を選定すること。

アンケートの結果をまとめ、2週間以内に報告するものとし、内容についても分析すること。

実施方法及び調査内容については、県と協議の上、決定すること。

(5) 結果報告書の作成

4 (1) から (4) の実施内容・結果をまとめ、報告すること。

報告書の形式は、加工が可能な形式とし、令和8年2月末日までに提出すること。

5 その他

(1) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者および作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。

(2) 受託期間中は、担当者（県との連絡調整担当者）を配置し、連絡を取れる体制にすること。

(3) 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。

(4) 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。
また、必要に応じて委託者と受託者の打ち合わせの場を設けること。

6 業務実施に関する留意事項

(1) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除ができるものとする。

(3) 本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から、原則、県に帰属するものとする。